

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年 9月17日

分任支出負担行為担当官
上川中部森林管理署長 小原正人

1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名：愛山苗畑建物等解体工事
- (2) 工事内容：別紙「仕様書」のとおり
- (3) 工期：契約日の翌日から平成21年11月20日
- (4) 工事場所：上川郡上川町字越路998番

2 競争入札の参加者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成21・22年度北海道森林管理局の競争参加有資格者名簿の建設工事(土木一式)に登録され、D等級以上に格付けされた者であること。なお、入札日当日に「資格確認通知書」の写しを持参すること。また、郵便入札に際しては、「資格確認通知書」の写しを同封すること。
- (4) 北海道森林管理局長から工事請負契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物管理責任者(特別管理産業廃棄物責任者講習会の修了証を有する者をいう。)を配置できること。または本工事により発生するアスベスト関連廃棄物の搬出、運搬業務について、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置している回収業者において処理できること。
- (6) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又は準ずるものとして農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 契約条項、入札説明書等を示す場所及び日時並びに問い合わせ先

- (1) 場所：上川中部森林管理署業務第一課
- (2) 日時：平成21年9月17日から平成21年10月5日の毎日
(ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時までを除く。))
- (3) 問い合わせ先：旭川市神楽3条4丁目3番25号
上川中部森林管理署業務第一課(TEL 0166-61-0207)

4 入札・開札の場所及び日時

- (1) 場所：上川中部森林管理署入札室
- (2) 日時：平成21年10月7日(水) 13時50分開場
14時00分入札開始
入札締切後直ちに開札

(3) 郵便入札

本物件の入札は、郵便入札を認める。

郵便入札については、入札日前の平成21年10月6日(火)午後5時までに書留郵便で送付し、上川中部森林管理署業務第一課に届いたものを有効とする。なお、引き続き再入札を実行することもあるが、郵便入札を行った場合は、再入札には参加できないものとする。

郵便による入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「何月何日開札、（案件名）の入札書在中」と記した上で外封筒に入れ投函すること。また、外封筒の封皮にも「何月何日開札、（案件名）の入札書在中」と記すこと。

「資格確認通知書」の写しを同時に提出する場合は外封筒に同封すること。

5 入札の無効

本公告に示した競争入札に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6 入札保証金

予決令77条2項の規定により免除する。

7 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

契約は、落札者の入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（入札書に記載された金額の100分の105（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））をもって契約価格とするので、入札に当たっては、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 契約書の作成

契約書は、別紙契約書（案）による。

9 その他

（1）入札書及び契約手続きに用いる言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。

（2）契約締結期限は、平成21年10月20日までとする。

（3）本公告に記載のない事項は仕様書、入札者注意書、契約書（案）による。

（4）国有林野事業工事契約約款については、北海道森林管理局のホームページ

（<http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/kyoku/>）に掲載している。

以上公告する。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する網紀保持を目的として、農林水産省発注者網紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの網紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局のホームページ（<http://www.hokkaido.kokuyurin.go.jp/kyoku/>）をご覧ください。